

○「安心生活応援プラン」の実施
誰もが地域で安心して生活できるような社会を実現するため、行政が主体となり、新たに社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置します。そして、「コミュニティソーシャルワーカーを中心として、地域包括支援センター、まちづくり協議会、シルバー人材センター、民生・児童委員などとの一層の連携を通じた「安心生活応援プラン」を実施することにより、地域共生のまちづくりの実現を図ります。

B 地域の福祉力の向上

地域の福祉力を向上するため、地域住民の福祉に対する理解の促進や、ボランティアに関わったことがない人へのきっかけづくりや動機づけに向けた新たな福祉イベントの創出や地域におけるライフステージに応じた福祉の学びを実施します。

また、関係機関の情報交換や情報共有の場を設置することにより、関係機関の連携体制の強化を図るとともに、要援護者支援体制づくりに向けて、活動方法の検討・実施や要援護者情報の一元化・一括化などのしくみづくりを支援します。

さらに、地域福祉圏域の中で最

C 福祉の地域力の向上

福祉の地域力を向上するため、「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の活動領域を超えた「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」を構築します。そして、福祉専門職が行政主体で育成した地域住民とともに協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。

また、福祉施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行うとともに、福祉専門職がまちづくり協議会にメンバーとして積極的に参加することを通して、まちづくり協議会における地域福祉の推進を応援します。

○福祉専門職による新たなネットワークの構築

第2次計画では、「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割（基盤強化）」について「テーマとした意見交換会を立ち上げ、分野を越えた福祉専門職間の新たなネットワークを創出しました。今後は、このネットワークを「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」として恒常的な組織と位置づけ、社会福祉協議会が事務局となつて運営します。そして、福祉専門職同士が本音で肩の凝らない話し合いを

も身近な第3層（町内会）におけるネットワーク拠点としての地域資源を活用した場づくりに取り組めます。



○新たな福祉イベントの創出

「福祉でまちづくり」の根を育てるため、企画段階から当事者や福祉専門職のみならず、子どもや若い子育て世代の地域住民と一緒に企画・運営する新たな福祉イベントを実施します。

また、ボランティアひろばセンターが主体となり、地域ですで行われている「ちよつとした助け合い」やボランティア活動の取り組みを発表する場として「高浜版ボランティアフェアステイバル」を開催します。

○ライフステージに応じた福祉の学び

社会福祉協議会が主体となり、行政、教育機関だけでなく、福祉専門職などの連携を図つた「福祉教育」の充実に努めます。また、「福祉教育」を実施するにあたり

行い、交流を深めるとともに、福祉専門職のまちづくりにおけるスキルアップを図ります。

また、地域での福祉を推進するため、身近な生活支援を支える「地域生活支援サポーター」の養成、まちづくり協議会など小地域における地域福祉活動を応援するなど、「地域の福祉力」を向上するための取り組みを行います。

○福祉専門職と地域住民との新たなネットワークの構築

社会福祉協議会と地域包括支援センターとの連携により、福祉専門職が「認知症サポーター」や「キヤラバンメイト」などの育成された地域住民と協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。

第2意見交換会からは、「認知症サポーター」や「キヤラバンメイト」の地域住民を始め、行政、警察、郵便局、銀行、地域の商店などによるネットワークづくりを行い、認知症の方が地域で安心して徘徊できるようなくみづくりが提案されています。

○社会福祉協議会職員の地区担当制の導入

介護職や保育士などの専門職も含めた社会福祉協議会職員における地区担当制を導入し、多種多様な市民活動を積極的に支援するな

ては、「地域の福祉力」を維持するため、ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」を作成します。プログラムの実施にあたっては、社会福祉協議会や福祉専門職だけでなく、認知症や障がいのある方など当事者や福祉を学ぶ学生との協働により、地域の拠点や福祉施設などの現場を活用した取り組みを実施します。

○地域活動支援の機能強化

現在、手挙げ方式により行政機関が作成している要援護者名簿に關し、地域において、より正確な情報の把握が可能となるような各地域の特性に応じた作成方法の検討や名簿以外に必要な要援護者情報（親戚の有無、障がいの種類、持病への個別対応方法など）の収集などが図られるよう支援します。また、要援護者情報の取り扱いについては、関係機関に向けた個人情報保護法に関する勉強会などを開催することにより、適切に活用できるよう支援します。

声かけ・見守り活動の具体的な内容については、関係機関による地域の特性に応じた活動手法の検討・実施を支援することとし、活動の推進団体がなくみづくりに関しては、円滑な組織の立ち上げを支援します。また、対象者の絞り込み、要援護者マップの作成、声かけ

ど、地域とのつながりを強めるための体制づくりを行います。



▲認知症サポーター養成講座の様子

○高浜市社会福祉協議会発展・強化計画の策定と進行管理

高浜市社会福祉協議会が、地域福祉の推進役としての役割を果たすべく、高浜市社会福祉協議会のあり方や財源の確保策に取り組みむとともに、住民ニーズを踏まえた真に社協が行うべき事業を整理し、事業の改廃と新規事業の開拓を行うことを目的に、「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

また、計画の進行管理を的確に行うため、毎年度、事業の進行管

見守り活動の実施体制などに関する各地域の検討の場に、行政も積極的に参加することにより、要援護者支援体制づくりを支援します。また、災害などの緊急時においても、要援護者に対する円滑な対応が図られるよう、情報の集約化・一元化などのしくみづくりを支援するとともに、各地域で行われる防災訓練について、小・中学生、高校生などが積極的に訓練に参加できるようにするなど、緊急時の体制の充実に努めます。

○地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり

小地域におけるネットワークの場づくりを、より効果的・効率的に推進するため、老人憩の家や宅老所、町内会館といった活動拠点をはじめ地域の全てを社会資源として捉えます。そして、こうした社会資源を地域福祉活動も携わる方々の活動や交流、または、同じ境遇の人たちが集い、語り合ひ、学びあえるような小地域ごとのネットワークを構築するための場として活用するための検討を行います。

今後の老人憩の家など、小地域での在り方について、福祉に限らない全庁的な体制により、「小地域拠点づくり在り方検討会」を立ち上げ、検討を行います。

理表を作成し、計画達成度の点検・評価を行うとともに、計画・目標の必要な見直しを行える体制を確立します。

D 計画の推進力の向上

地域福祉が進むための環境づくりを計画的に行うために、地域福祉計画の推進力を高めるためのしくみを導入します。本計画を「絵に描いたもち」に終わらせないよう、計画の内容がどれだけ推進されているかの点検や、推進のために必要な安定的な自主財源確保に向けた検討を行うための「地域福祉リーディングプラン推進委員会（仮称）」を設置します。

また、本市における総合的な地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画とまちづくり協議会が策定する「地域計画」との連携を推進します。

※計画書の内容については、公式ホームページからダウンロードすることが出来ます。

また、冊子を希望する場合は、直接、いきいき広場にお越しいただくか、電話・ファクス・電子メールにて郵送先を連絡してください。